

ふくま振興会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、服間地区（以下「地区」という。）の住民が行政と協働し、自ら地区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、住みよいまちづくりの推進と地域自治の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、ふくま振興会（以下「振興会」という。）と称する。

(区域)

第3条 振興会の区域は、越前市服間小学校区内とする。

(事務所の所在地)

第4条 振興会の事務所を、越前市藤木町第12号39番地の1の服間公民館内におく。

(組織)

第5条 振興会の会員は、第3条に規定する区域に住所を有するすべての個人及び振興会の目的に賛同する地区内の事業所とする。

2 振興会は、年齢、性別、社会的地位の差別を排除し、会員の誰もが自由に活動に参加できるものとする。

3 振興会は、若者の積極的な参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

(会費)

第6条 振興会の会費は、総会において定めるものとする。

2 会費は、町内ごとに、毎年度6月末までに納入するものとする。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず、払い戻さない。

第2章 業務

(事業)

第7条 振興会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域自治振興計画の策定及び見直しに関する事業
- (2) 地区内での広報活動に関する事業
- (3) 安全防災の徹底と住みよい地域づくりに関する事業
- (4) 環境美化と花と緑あふれる町づくりに関する事業
- (5) 地区民の相互扶助による福祉社会づくりに関する事業
- (6) スポーツの振興と健康づくりに関する事業
- (7) 地域参加による青少年健全育成に関する事業
- (8) 伝統文化の継承、歴史の顕彰・保全に関する事業
- (9) 社会教育に関する事業

(10) その他目的達成に必要な事業

第3章 役員

(役員)

第8条 振興会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 会計責任者 1名
- (7) 理事 30名以内

2 会長は、必要があると認めるときは、理事会に諮り顧問をおくことができる。

(役員を選任)

第9条 役員を選出方法は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、会員の中から、役員選考委員会により選考し、理事会において選出し、総会にて承認を得る。
- (2) 事務局長、事務局次長、会計責任者は、会員の中から理事会において決定し、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、専門部会の部会長及び各区長並びに服間公民館長とする。
- (4) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(役員選考委員会)

第10条 役員選考委員会の委員は、5名以内とし、理事会にて理事の互選により選出し、委員の互選により委員長1名を選出する。

2 役員選考委員会は、会長、副会長、監事の候補者を会員の中より選考し、委員長は理事会に報告する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会計、資産の状況及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。なお、理事会に出席し意見を述べることができる。
- (4) 事務局長は、会務を処理し、理事会及び企画会議を運営する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 会計責任者は、振興会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を

管理する。

(7) 理事は、理事会を構成し、企画会議及び事務局より付議された事項を審議する。但し、公民館長は社会教育事業の指導・監督を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、役員に欠員が生じたときは、補完を行うことができるものとし、補完された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長として理事の役を担っている場合、その任期は、区長の任期によるものとする。

3 役員再任は、妨げない。

第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会、企画会議及び専門部会とする。

(総会)

第14条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の決議機関であって、この会則に定める事項のほか、振興会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

2 総会の種類は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

3 定期総会は、毎年1回、会長が招集し開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または、理事の2分の1以上の要求があったとき、会長の招集により開催する。

5 総会は、委任状を含め代議員の3分の2以上を超えたとき成立する。

6 総会決議は、出席者及び委任状の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 地域自治振興計画の策定及び見直しの承認

(2) 会則の制定及び改正の承認

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 事業計画策定及び予算の承認

(5) その他総会に付議された事項

8 総会には、議長、書記それぞれ1名及び議事録署名人2名をおく。

9 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、書記及び議事録署名人は、議長が指名する。

10 議長は、総会の議事を運営する。

11 書記は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名捺印を得るものとする。なお議事録は事務局が保管する。

12 代議員の数は、別表に定めるところによる。

- (1) 代議員の数が複数の町内は、女性を1名以上選任する。
- 13 代議員は、各区長から振興会への届出制とし、その任期は1年とする。ただし、再任は、妨げない。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計責任者、監事及び理事をもって構成し、会長が招集し、次の事項について審議、決定する。

- (1) 振興会運営の基本的な事項
- (2) 地域自治振興計画の策定及び見直し
- (3) 総会に付議する事項
- (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、緊急を要する重要な事項について専決することができる。
- 3 理事会の議長は、会長があたる。
- 4 理事会の会議録は、事務局長が作成し保管する。

(企画会議)

第16条 企画会議は、会長、副会長、区長会長、事務局長、事務局次長、会計責任者及び専門部会長をもって構成し、会長が召集し、各専門部会から提案される事項及び事務局より提案される事項について審議し、理事会に提案する。

- 2 企画会議の議長は、会長があたる。
- 3 企画会議の議事録は、事務局長が作成し保管する。

(専門部会)

第17条 専門部会は、公募及び各種団体からの選出委員、町内選出の委員をもって構成し、部員の互選により、部会長1名、副部会長若干名、書記1名を選出する。

- 2 専門部会は部会長が招集し、事業を企画、調整、運営する。
- 3 専門部会の部会長は、書記に会議録を作成させ、資料とともに事務局に提出するものとする。会議録は事務局において保管する。
- 4 専門部会の名称及び主たる事業は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 総務広報部会

振興会の統括・広報広聴事業・他の専門部会に属さない事業

(2) 防災安全部会

地区の安全防災に関する事業

(3) 生活環境部会

生活環境の美化及び保全に関する事業

(4) 福祉部会

相互扶助による福祉社会の実現に関する事業

- (5) 健康スポーツ部会
青少年へのスポーツの振興・笑顔と心の体力づくり・有酸素運動の推進に関する事業
- (6) 青少年育成部会
明るく活力ある青少年を育てるまちづくり事業
- (7) 歴史文化部会
来て見て楽しむまちづくり事業

第5章 会計

(会計)

第18条 振興会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 振興会の経費は、総会で決議された予算の範囲内において、理事会の承認により、用途の変更及び流用をすることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会計補佐をおくことができる。
(会計年度)

第19条 振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章 雑則

(情報等の公開及び広報)

第20条 振興会の会議等はすべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても会員に広く周知するものとする。

2 会員は、振興会の会計帳簿及び議事録または会議記録を閲覧することができる。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年5月18日より施行する。
- 2 平成18年度の会計年度は、本則の規定にかかわらず、施行の日から平成19年3月31日までとする。
- 3 この会則は、平成19年4月27日をもって改正する。
- 4 この会則は、平成20年4月25日をもって改正する。
- 5 この会則は、平成24年4月20日をもって改正する。

別表

算定基準	町名	代議員数	町名	代議員数
町内毎世帯数	朽飯町	5	西河内町	2
10世帯以下 1名	高岡町	2	室谷町	3
11世帯以上	藤木町	3	長谷町	3
20世帯未満 2名	領家町	3	北坂下町	2
20世帯以上	春山町	3	殿町	1
40世帯未満 3名	東檜尾町	2	大谷町	1
40世帯以上	波垣町	3	南中町	2
60世帯未満 4名	寺地町	3	赤谷町	3
60世帯以上 5名	横住町	5	水間町	3
(2名以上の町内は 女性1名以上)	清根町	1	柳元町	3
	相木町	2	市野々町	3
総数	58			

世帯数は、毎年2月1日の住民基本台帳を基本に、理事会において協議した数とする。